

第22回 定例総会議事録

1. 日 時 令和8年1月14日（水）午後3時15分招集

2. 場 所 市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

12名

1番 朝来野 清    3番 平山 孝行    4番 齊藤 耕一  
5番 秋吉 和行    6番 齊木 清範    7番 長尾 栄作  
8番 脇 文夫    9番 筒井 昌一    10番 釘宮 修一  
11番 堀 誠    12番 森崎 智徳    14番 村上 枝里

4. 欠席委員

2名

2番 大野 功二    13番 黒木 緑子

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第22回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第22回定例総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名、欠席者は2名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。  
次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

	<p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事録署名委員に3番平山委員さん、10番釘宮委員さん、書記は事務局の畑さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番脇委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JR 豊後国分駅から北西へ約1.6km の距離に位置した農地であり、1筆はダイコン、ネギ、ブロッコリー、キャベツが栽培されており、他4筆は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてサツマイモ、ハクサイ、ダイコンを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約79a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約930m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてカキ、クリを栽培予定</p>

議長	<p>です。農機具は草刈機を2台所有、トラクターを1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約6a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約4.2km の距離に点在した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてジャガイモ、タマネギ、ミントを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機、運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約35a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約4.2km の距離に位置した農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、申請地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてトマトを栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機、運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約13a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 5番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>8番協委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から南へ約220m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてイチジクを栽培予定です。農機具は草刈機を7台、耕うん機を3台、ユンボを2台、トラクター、田植機、コンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ4ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約200mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、乾燥機、籾摺機、田植機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約38aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南東へ約500mの距離に位置した農地であり、2筆は稲刈り後の状態、他2筆は耕起されていた。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモを栽培予定です。農機具は耕うん機、管理機、ハンマーナイフ、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約17aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ5ページ 1番について、関連する22ページ 第4号議案 利用状況調査に係る非農地決定の取り消し 1番について、事務局より報告してください。
事務局	22ページ 1番です。3条申請に係る農地の中に以前非農地決定した農地が1筆含まれていたため、先に審議します。土地の表示、申請者等については議案の通りです。こちらの農地は平成23年に利用状況調査を行い、平成24年1月の農地部会で非農地決定したものです。申請者より耕作目的で農地を整備したため、非農地決定を取り消したいとの申請がありました。現地調査の結果、農地として復元していました。地区審議会で審議したところ、非農地決定の取消は妥当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。  (質問・意見なし)
議長	なければ、第4号議案について採決します。 第4号議案について、非農地決定を取消することに賛成の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第4号議案について、非農地決定を取消します。 戻りまして、5ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。
12番森崎委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流広場から西へ約1.6kmの距離に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は酪農業を営む新規就農者（耕作）であり、申請地にお

<p>議長</p>	<p>いてミカンを栽培予定です。農機具は草刈機、動力噴霧器、運搬車を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約53a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>12番森崎委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、県立病院から北西へ約400m の距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてミカンを栽培予定です。農具は鋤を1丁所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 3番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>14番村上委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、明治小学校から南へ約900m の距離に位置した農地であり、</p>

<p>議長</p>	<p>現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は耕うん機、田植機、草刈機、軽トラックを各1台所有、トラクター、コンバインを各1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ7ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約740mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。転用者の状況です。本申請は、自動車の修理整備事業を営む法人が自動車整備工場として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>

10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、横瀬小学校から北東へ約740mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、専用住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第4条及び第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、8ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>8ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田中学校から約100~170mの距離に点在した農地であり、現地は保全管理されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業の特例事業である農地売買支援事業の実施により、農地中間管理機構が農地を取得するものです。なお、農地を取得後は、農地所有適格法人である認定農業者に売り渡す予定です。</p>

9ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、八万田地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、中島地区に位置した農地であり、現地はイチジクが栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチジクを栽培しており、申請地においてイチジクを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約12a となります。

3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、下小野鶴地区に位置した農地であり、現地は水稲が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲を栽培しており、申請地において水稲を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.2ha となります。

10ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地の1筆の一部に露地野菜が栽培され、その他は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にニラを栽培する認定農業者で、申請地においてニラを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.4ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐柳地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稲、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稲、麦を栽培予定

です。なお、契約成立後の経営面積は約12.2ha となります。

11ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、宮尾地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にピーマン、白ネギを栽培する認定農業者で、申請地においてピーマン、白ネギを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約53a となります。

12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐野地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約69a となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区に位置した農地であり、現地は胸丈程度の雑草が繁茂していました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培予定の新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約10a となります。

13ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区、木田北地区に位置した農地であり、現地は稲刈り後の状態でした。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培しており、申請地において水稻、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約71a となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区に位置した農地であり、現地は腰

丈程度の雑草が繁茂していました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地において水稻、麦、大豆を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約2.2ha となります。

14ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、津守地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培しており、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約44a となります。

15ページ 1番です。こちらは再設定となります。土地の表示、申請者等については議案の通りです。5年間の賃借権での再設定となります。

16ページ 1番です。こちらは配分替となります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じて集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に露地野菜を栽培しており、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.5ha となります。

2番です。こちらは配分替となります。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、楠木生地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じて集積済農地の配分先を変更します。配分先は主に露地野菜を栽培予定の新規就農者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約8a となります。

地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、17ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>17ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1980年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から北東へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1975年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから南へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用していました。</p> <p>3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は1983年頃から農業用倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、植田西中学校から南へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は農業用倉庫として利用していました。</p> <p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2001年頃から宅地として利用しているとのことです。現地</p>

調査報告です。申請地は、判田小学校から北東へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容のうち2筆は1976年頃から宅地として利用されており、1筆は1976年頃から宅地、農業用倉庫として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、2筆は宅地として、1筆は宅地及び農業用倉庫として利用されていました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1926年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から南へ約820mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

20ページ 3番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容のうち2筆は1869年頃から宅地として利用しており、2筆は1970年頃から公衆用道路として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関中学校から南へ約270mの距離に位置した農地であり、2筆は農業用倉庫として、2筆は公衆用道路として利用されていました。

21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1946年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、東陽中学校から南へ約570mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。

2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。

申請内容は1985年頃から事務所として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、西部スポーツ交流ひろばから南西へ約400mの距離に位置した農地であり、現地は事務所として利用されていました。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p> <p>次は、23ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>23ページから26ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で7件出ています。</p> <p>27ページから29ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で6件出ています。</p> <p>30ページから33ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で33件出ています。</p> <p>34ページから36ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、合計で5件出ています。</p> <p>最後は、37ページから38ページです。認定電気通信事業者の行う事業に伴う農地転用に係る事業計画書が、合計で2件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	その他協議事項について事務局から何かありますか。
事務局	議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしく申し上げます。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第22回定例総会を閉会します。